

10月から、保育料が無償化されます

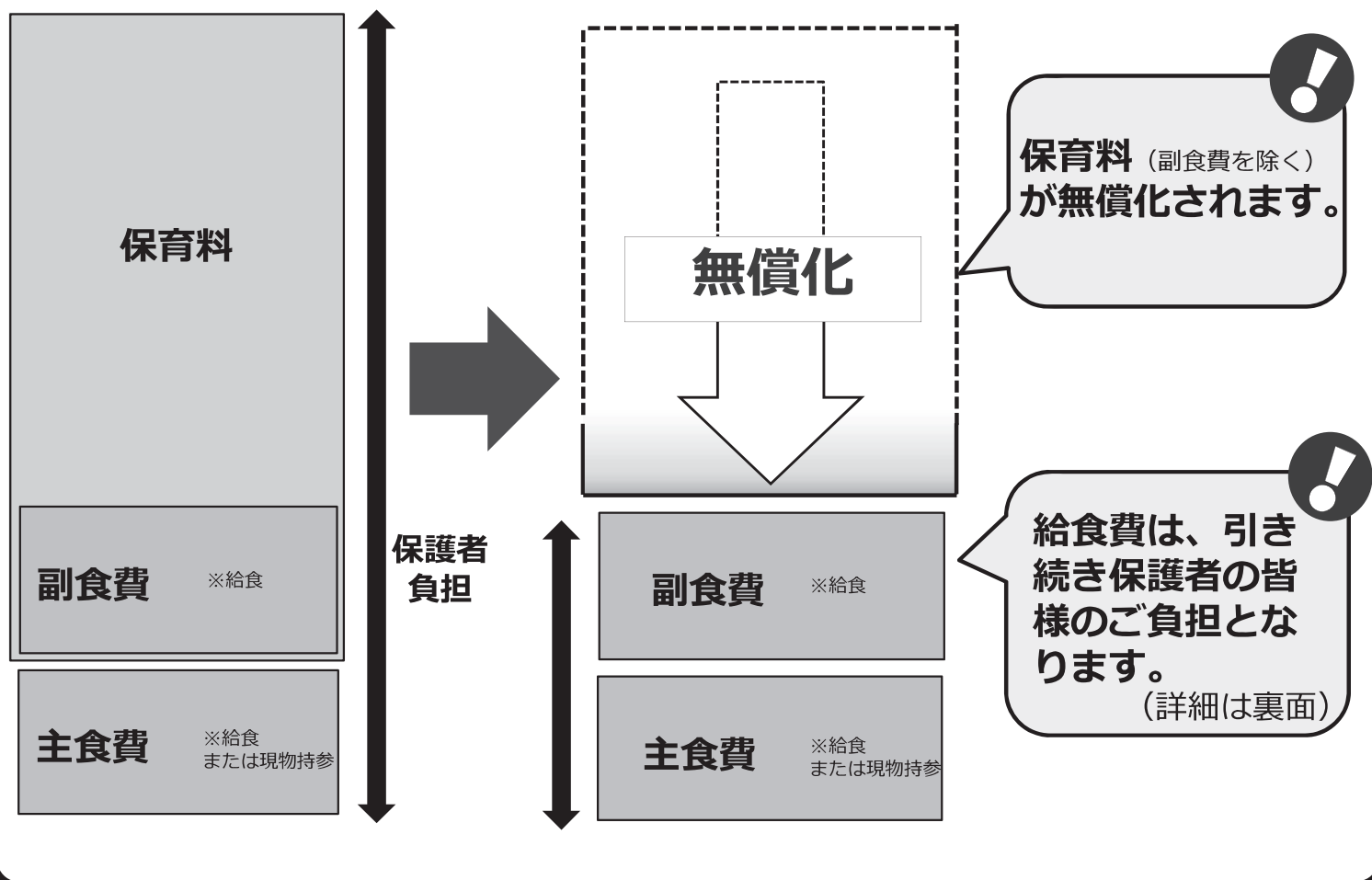
○ 2019年10月から、3～5歳のお子様については**保育料が無償化**されるため、市町村にお支払いいただく必要がなくなります。

○ **保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）**については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となりますので、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担となります。**

（詳細は裏面をご覧ください。）

～これまで～

～無償化後（2019年10月以降）～



- 現在、3～5歳児の給食費分は、
- ・主食（お米など）分については直接、
 - ・副食（おかず）分については（保育料の一部として）市町村を通じて、
- 保育所にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 今般、幼児教育・保育は無償化されますが、給食費については引き続き保護者の皆様にご負担いただくことが原則です。ただし、無償化に伴い、**今後は、主食分と副食分の給食費をまとめて保育所にお支払いいただくこととなります**ので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。

